

金沢市事業用生ごみ処理機購入費等補助金交付要綱

(令和2年3月24日決裁)

(令和2年12月24日決裁)

改正 令和3年3月19日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の事業所から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため、事業者が設置する事業用の生ごみ処理機の購入又は賃借に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、事業所から発生する調理残さ又は食用に供された後に、若しくは供されずに廃棄された食品をいう。
- (2) 生ごみ処理機 電気を使用した乾燥、発酵等の方法により、生ごみを分解し、減量し、消滅させ、又は堆肥化することが可能な装置（ディスポージャー式のものを除く。）をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する事業者で、生ごみ処理機を購入し、又は賃借し、その市内の事業所に設置するものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 市内に生ごみを排出する事業所を有する法人又は個人
- (2) 生ごみ処理機により、前号の事業所から排出される生ごみを適切に処理することができる者
- (3) 生ごみ処理機の使用状況等の調査及び市への生ごみ処理量報告に応じられる者
- (4) 生ごみの処理に係る本市の補助金を別に受けていない者
- (5) 市税の滞納がない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機の購入 生ごみ処理機の本体費用に設置費用を加えた額（以下「購入

費」という。)に2分の1を乗じて得た額とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。

(2) 生ごみ処理機の賃借 生ごみ処理機の賃借費用に設置費用を加えた額(以下「賃借費」という。)に2分の1を乗じて得た額とし、その額は、1年度につき200,000円、5年間で1,000,000円を超えないものとする。

2 前項の補助金の額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、1事業所につき1台限りとする。

4 前条の規定により生ごみ処理機の購入費に対する補助金の交付を受けた者は、同条の規定にかかわらず、当該生ごみ処理機の設置の日から5年を経過する日まで、当該生ごみ処理機が設置された事業所における生ごみ処理機の設置に対しては、この要綱による補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、災害等の理由により市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 前条の規定による生ごみ処理機の賃借費に対する補助金は、当該生ごみ処理機の設置の日から5年間に限り交付を受けることができる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ金沢市事業用生ごみ処理機購入費等補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、生ごみ処理機の賃借費について補助金の交付の決定を受けた者が、当該生ごみ処理機の2年目以降の賃借について、補助金の交付を申請するときは、必要書類の添付を省略することができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、金沢市事業用生ごみ処理機購入費等補助事業実績報告書(様式第2号)に必要書類を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めた期限までに、市長に報告しなければならない。

(1) 生ごみ処理機の購入 生ごみ処理機の設置完了後30日以内(その期限が当該年度の3月31日を経過するときは、同日まで)

(2) 生ごみ処理機の賃借 申請年度の賃借期間終了後30日以内(その期限が当該年度の3月31日を経過するときは、同日まで)

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

（宛先）金沢市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

金沢市事業用生ごみ処理機購入費等補助金交付申請書

事業用の生ごみ処理機の設置について、補助金の交付を受けたいので、金沢市事業用生ごみ処理機購入費等補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助年度	年度
2 補助事業名	事業用生ごみ処理機購入費等補助事業
3 購入又は賃借の別	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃借
4 補助金申請額	万円
5 補助事業の実施予定日	年 月 日から 年 月 日まで
6 補助事業の内容	別紙のとおり
7 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ処理機の見積書の写し ・ 生ごみ処理機の設置費用が分かる見積書の写し ・ 生ごみ処理機の仕様書又はパンフレット ・ 所在を証する書類 (法人の場合) 登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (個人の場合) 住民票の写し 又は マイナンバーカード表面の写し ・ 生ごみ処理機設置場所の配置図 ・ 生ごみ処理機設置場所の写真 ・ その他市長が必要と認める書類

（市税滞納有無調査同意欄）

（宛先）金沢市長 年 月 日	
補助金の対象者の資格審査のため、市税の滞納の有無について、市長が調査することに同意します。	
申請者	氏名又は 名称及び代表者名 (署名又は記名押印)

(別紙) 補助事業の内容

生ごみ処理機を設置する事業所名、店舗名等	
上記事業所の住所	金沢市
上記事業所の業種	
生ごみ処理機の概要	機種名・型式 メーカー名 購入店名 本体価格・賃借費用（税込み） 円 本体設置費用（税込み） 円 処理能力 k g /日
生ごみ処理機の処理方式	堆肥型 ・ 乾燥型 ・ 消滅型 その他（ ）
事業所が排出する生ごみの概要	
生ごみの見込み排出量	日 量 平均 k g 年間量 約 k g

要件確認欄（※該当する項目に☑してください）

<input type="checkbox"/>	生ごみ処理機を使用し、事業所から排出される生ごみを適切に処理できる
<input type="checkbox"/>	生ごみ処理機の使用状況等の調査や、生ごみ処理量の報告に協力できる
<input type="checkbox"/>	生ごみ処理に係る金沢市の補助金を別に受けていない
（生ごみ処理機を購入する場合）	
<input type="checkbox"/>	生ごみ処理機の設置後5年以上、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することをしない
（生ごみ処理機の排水を下水道に接続する場合）	
<input type="checkbox"/>	水質に悪影響を与えないよう適切に排水管理することができる
（生ごみ処理機を設置しようとする土地建物の管理が申請者でない場合）	
<input type="checkbox"/>	土地建物の管理者から、生ごみ処理機を設置することへの同意書を添付してください。

年 月 日

（宛先）金沢市長

報告者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

金沢市事業用生ごみ処理機購入費等補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があつた補助事業を次のとおり実施したので、金沢市事業用生ごみ処理機購入費等補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助年度	年度
2 補助事業名	事業用生ごみ処理機購入費等補助事業
3 補助金の交付決定額及びその精算額	補助金交付決定額 万円 補助金精算額 万円
4 補助事業の実施日	年 月 日から 年 月 日まで
5 添付資料	<ul style="list-style-type: none">生ごみ処理機設置に係る領収書の写し (生ごみ処理機の本体価格、賃借費用及び設置費用が分かること。)売買契約書、工事契約書又は賃貸借契約書の写し生ごみ処理機を設置した後の写真その他市長が必要と認める書類